

福岡県介護保険広域連合情報公開条例抜粋

第2節 福岡県介護保険広域連合情報公開審査会

(設置)

第22条 広域連合に福岡県介護保険広域連合情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 第7条第1項第1号オの規定により、実施機関が基準を定めるに当たって意見を述べること。
- (2) 第18条の規定による諮問に応じて答申すること。
- (3) 前条第2項の規定により、苦情の申出に係る事案について検討し、意見を述べること。
- (4) 情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (5) 行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき広域連合長の附属機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項第5号に掲げる附属機関に関しては、第26条から第30条まで及び第32条の規定は適用しない。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(組織)

第23条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第24条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、情報公開制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第25条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第 26 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、第 22 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する事務を行うため必要があるときは、実施機関又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 27 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第 28 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 26 条第 1 項の規定により提出された公文書を閲覧させ、同条第 4 項及び第 5 項の規定による調査をさせ、又は前条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第 29 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第 30 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第 31 条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 32 条 審査会は、第 18 条の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。